

「NHK と森下は、原告 1 人当たり 2 万円の損害賠償金を支払え！」

．．．私、本当に 2 万円もらえるの?? ．．． (竹の台 島田)

この裁判は、かんぽ生命保険の不正販売を告発した NHK の「クローズアップ現代+」をめぐる、NHK 経営委員会が上田良一会長（当時）を「嚴重注意」し、続編の延期・改変させた事件。

視聴者らが「報道の自由と国民の知る権利が侵された」と、NHK 経営委員会の責任を追及する全国的な運動を展開。2021 年 6 月、NHK と森下俊三経営委員長を 104 名が提訴しました。提訴から 2 年 8 か月、弁護団と原告団が条理を尽くして東京地裁でたたかった成果です。（原告団報告書より）

私も、「NHK とメディアを考える会（兵庫）」の運動に賛同し、原告団に参加しました。この度の勝訴判決の連絡を受けて、何よりも「損害賠償金 2 万円支払え」にうれしくなりました。負担金の一部でも回収できればとの思いです。（笑い）

2 月 20 日の東京地裁判決の内容は、①被告 NHK は録音データを抹消したとの主張を排して、被告 NHK に議事録と録音データの開示を命じたことです。又、開示しない債務不履行に対する損害賠償を認めました。②被告森下の開示妨害の不法行為損害賠償を認めたことです。

皆さんも最近の NHK の「大本営発表」の国営放送化の状態について、危惧していると思います。これは NHK だけでなく、大手メディアでも同じ状況といえます。しかし、NHK は時々素晴らしい作品を出しています。最近では TV 特集「膨張と忘却—理の人が見た原子力政策」（3 月 2 日放送）は結論ありきの原発政策の無責任さを改めて浮き彫りにしたもので、厳しい状況の中でこうした作品が制作できたなあと現場の職員に拍手を送りました。（朝ドラのブギウギも面白かったですね！）

このような一面は評価しながらも、NHK として問題なのは、放送法には、経営委員は個別の番組に干渉してはならないと規定され、このことが裁判で争われたのです。にもかかわらず、

3 月 13 日に稲葉 NHK 会長は記者会見で、新経営委員長に就任した野村ホールディングスの名誉会長・古賀信行氏に「個別の放送番組など業務の執行に関する事柄は、放送法で規定されている通り、執行部側の自主自律を担保していただくことが大切だ」といいながら「執行部が適切に業務執行できているかしっかりとチェックしていただきたい」と述べています。

これでは、放送法という番組編集の自由を放棄し、政権に忖度するメディアの代表としての地位を誇示しています。まさに、憲法 21 条の表現の自由に対する露骨な干渉です。

経営委員は「公共の福祉に公正な判断が出来るもの」を衆参両院の同意を得て、首相が任命する重要な役割を担っています。経営委員と NHK はその使命を自覚すべきです。

経営委員会と NHK は 控訴を取り下げ、2 万円を支払え！

(放送法)

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(委員の任命)

第三十一条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地が公平に代表されることを考慮しなければならない。

(委員の権限等)

第三十二条 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。

2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

